

一般廃棄物処理業務委託の調査に関する決議について

本会議の映像→



POINT

一般廃棄物（ごみ）処理業務委託（A・B・C工区）については、指名型プロポーザル（企画提案）方式により契約の候補者（優先交渉権）を決定し、協議が整った事業者と契約しました。この業務委託の契約について、市議会は調査特別委員会（100条委員会）を設置し、地方自治法第100条の規定による調査を行います。

【提案理由説明により、調査が必要とされる主な内容】

- ① 業務委託の契約やプロポーザル審査は、公正・適正に行われたのか？
- ② 本市のガイドラインに規定するプロポーザル審査委員会が設置されなかったのはなぜか？
- ③ 本年3月まで契約業者名を公表しなかったのはなぜか？
- ④ プロポーザルの資料（審査員、業務提案書、審査結果の詳細等）を公表すべきではないか？

【これまでの経緯】

令和3年	4月	建設業者等選定委員会、プロポーザル指名通知
	5月	プロポーザル審査（プレゼンテーションとヒアリング）
		審査結果の通知及び公表
	7月	3工区のうち、2工区（A工区とB工区）の契約締結
8月	残り1工区（C工区）の契約締結	
令和4年	4月	ごみ収集業務の民間委託を開始

可否同数、議長裁決により

可決

議員ごとの賛否は、2ページに掲載しています。



一般廃棄物処理業務委託の調査特別委員会

設置

委員会の映像→



6月30日に第1回の調査特別委員会が開かれ、正副委員長が決定しました。

委員長：石松 **副委員長**：村上

委員：小林、田守、柿田、佐藤、原田、今村、佐々木、吉岡、梶原、香月、尾崎、梅林、松岡、加藤、白石、陸田、高瀬

その後、8月から調査特別委員会の調査が行われています。

開催日時については、市議会ホームページ（議会日程）でお知らせします。

議会日程→



ことばの説明：①100条委員会とは？

地方自治法第100条に規定されている調査権限を委任された特別委員会で、地方自治体の事務に関する調査を行う権限があり、設置には議会の過半数の賛成が必要です。市職員のほか外部の関係人の出頭や証言、記録の提出を求めて調査を行います。これらの請求に正当な理由なく応じない場合は、禁錮刑を含む罰則規定があります。

ことばの説明：②プロポーザルとは？

企画や提案を意味することばです。業務の性質や目的が価格のみによる競争入札に適さない場合に、実績・専門性・技術力・企画力・創造性等を勘案し、総合的に評価して最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書を提出してもらい、提案内容や提案価格等が業務の履行に最も適した候補者を決定する方式のことをプロポーザル方式といいます。